



には、これを公表するものとする。

(利用等規程の備付等)

第33条 公文書室は、この規程について、閲覧室に常時備え付けるほか、インターネットの利用等により公表するものとする。

(雑則)

第34条 この規程に定めるもののほか、この規程を実施するために必要な事項は、別に定める。

別表 (略)

附 則

この規程は、令和3年 月 日から施行する。

(利用等規程の備付等)

第32条 公文書室は、この規程について、閲覧室に常時備え付けるほか、インターネットの利用等により公表するものとする。

(雑則)

第33条 この規程に定めるもののほか、この規程を実施するために必要な事項は、別に定める。

別表 (略)

条項の追加に伴い、条ズレを修正するもの。

条項の追加に伴い、条ズレを修正するもの。